

令和8年度 事業計画

はじめに

令和7年、建設業法と入札契約適正化法（入契法）、公共工物品質確保促進法（品確法）を一体的に改正する第3次担い手3法が全面施行したことを受け、「継続すべき業務を担う業界」との認識を共有し、新たな取引ルールの下、改正労働基準法等の法令遵守を通じた働き方改革の一層の推進、改正品確法を踏まえた更なる品質確保や生産性向上、頻発する災害への迅速な対応など、受注者の責務をより一層適切に果たすよう積極的に取り組む。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が完了し、その後継として策定された第1次国土強靱化実施中期計画の初年度に当たることから、自然災害から国民の生命、財産及び暮らしを守るとともに、社会経済活動を支える社会資本の整備・強靱化に向け、これらの計画に基づく施策の実施に一体として取り組む。

加えて、安全で安心、活力ある社会および持続可能な社会の基盤となる社会資本の重要性やその整備・保全の推進に貢献している建設コンサルタンの役割を国民に広く理解してもらうため、広報活動を積極的に行うとともに、激甚化・頻発化する災害や今後予想される大規模災害等に備え、美しく豊かな国土を守るため、効率的かつ着実な社会資本の整備・保全に向け、より高い技術力を持った知的集団として貢献できるよう、一層技術力の研鑽や向上に継続して取り組む。

このように、多様化・複雑化する社会課題に対して、安全・安心、活力ある社会の構築と持続可能で夢のある未来に貢献し、魅力と働きがいのある業界として発展するよう、引き続き、不断の努力を重ねていく。

なお、以下に示す事業計画の各内容については、令和7年5月策定の建設コンサルタントビジョン2025、及び当ビジョンに基づく中期行動計画（2026～2029）と十分整合を図りつつ、推進するものとする。

I 一般会計

1. 魅力ある建設コンサルタントに向けた環境整備とそのための活動基盤の充実

(1) 魅力ある職場づくり

より一層魅力ある職場づくりを推進し、今後も建設コンサルタントがその役割を十分に果たすとともに、社会資本の整備・保全を計画的かつ着実に推進するため、建設コンサルタントが抱える諸課題の実態調査やその改善策、DXの一層の推進等受発注者間の業務改善策の提案など、発注機関等との意見交換会を継続して開催するなど積極的に活動する。併せて、国土交通省等に設置されている委員会等に対応した様々な課題について検討を行う。

また、業界展望を考える若手の会は、若手ならではの視点で幅広く活動を進める。

(2) 働き方改革

改正労働基準法を踏まえ働き方改革をなお一層推進するため、引き続き働き方改革セミナーを開催するとともに、職場環境改善に向け引き続き一斉ノー残業デーの実施やウィークリースタンスを含めた様々な施策の実態調査を継続して実施する。

(3) 建設コンサルタントの地位向上

建設コンサルタント登録制度が地方公共団体においてより活用される制度となるよう具体的な活用促進策の検討を行う。

また、建設コンサルタントの地位向上のため、建設コンサルタント業務の法制化について検討する。

(4) 地域コンサルタントの健全な発展

地域コンサルタントの健全な発展のため、地域コンサルタントの経営実態の把握や、意欲ある地域コンサルタントが選定される入札契約制度のあり方等について、引き続き検討を行う。

(5) 経営改善

会員の経営改善等に資すべく、会員の経営・財務状況の分析を行い経営分析説明会を開催するとともに、外部講師を招いた契約のあり方に関する講習会を引き続き開催する。

また、建設コンサルタント賠償保険制度について、民法改正を踏まえた制度内容の検討や会員のニーズへの対応、業務領域の拡大を踏まえた保険制度の必要性の検討や保険の加入の義務化など、適正な責任担保制度の確立に向けて検討を行うとともに、発注機関と公正な契約を締結するため損害賠償責任のあり方等について検討を行い、委託契約約款の改正を含め提案を行う。

2. 品質の確保・向上

(1) 品質確保・向上の施策

令和4年11月発行の「品質向上推進ガイドライン改訂版」について周知活動を行うとともに、品質確保・向上に係る様々な施策について有効性や課題を整理し改善策を検討する。

また、収集したエラー事例やアンケート調査結果に基づき効果的な品質確保策の基本方針を検討するとともに、これまで収集したエラー事例の利活用を効率的に推進するため、生成AIを用いたチャットボットによる検索システムの会員サービスを開始し、システム運用を行う。

(2) 品質確保・向上の活動促進

建設コンサルタントの技術力向上と成果品の品質の確保・向上を目的とした品質セミナーのビデオ配信、マネジメントシステムの効果的な運用事例の紹介やその他のマネジメン

トシステムの普及を目的として、アンケート調査、調査研究等のほか、最新情報や業界の動向、今後の方向性などの情報提供を中心としたマネジメントセミナーを全支部向けに継続して開催するとともに、支部における品質向上に関する活動促進のため支部との連携を強化する。

3. 技術力の向上と技術力による選定の促進

(1) 維持管理・更新に関する技術力向上

社会資本の本格的な維持管理・更新時代を迎え、戦略的・計画的な事業推進が求められており、保全事業全体を統合的に機能させる新たなシステム構築や適正な業務体系の確立を目指し、会員へ技術情報を提供するとともに、現状の課題を把握・整理し、事業環境の改善を図る。

(2) 事業領域の拡大と契約方式の改善

官民連携（PPP）、民間資金の活用（PFI）、PM/CM および土木インフラを対象としたアセットマネジメントなど建設生産・管理システムの新たな業務領域の拡大や契約方式の改善に向けて、建設コンサルタントが果たすべき役割や必要な取り組みに対する調査・研究を行うとともに、会員および地方公共団体等への啓発活動を支部と連携して行う。

(3) 技術力に基づく選定

技術力に基づく選定をなお一層促進させるため、国土交通省および地方公共団体における入札・契約制度に関する実態調査や動向調査等を継続して実施するとともに、改正品確法の運用指針に基づき国が公表する調査結果等も踏まえ、地方公共団体へのプロポーザル方式や総合評価落札方式の普及活動を継続して行う。

(4) 技術的課題への対応

建設コンサルタント分野の技術的な課題や懸案事項について方針・方向性の検討や技術情報の提供を行う。また、必要に応じて技術相談窓口の運営を行い、新技術や技術基準等に関するセミナー、講習会、勉強会等を本部・支部で引き続き開催する。

さらに、各種技術基準類等の見直しについて検討し、必要な対応を行う。

(5) 海外事業への参入支援

海外事業への参入を支援するためのセミナー等を継続して開催する。

(6) 建設生産・管理システムの効率化

建設生産・管理システムの効率化を図るため、各種技術基準や要領などの改訂作業について、国土交通省および関係団体等と協力するとともに、3D設計を進めるための方策について検討を行い、建設コンサルタントの立場から事業全体の生産性向上を目指し、i-Construction（BIM/CIM 導入など）、DXなどを積極的に推進する。

(7) 業務研究発表会

業務における優れた成果や自主研究開発成果の発表を通じて互いの技術の研鑽を目的とした業務研究発表会を引き続き開催する。

(8) RCCM 資格制度

RCCM 資格制度の重要性を踏まえ、令和3年度から導入したC B T試験（紙を使わずコンピューターで受験する方式）を継続して実施するとともに、Web 化した更新登録の円滑な運営や自主学習環境の改善等 RCCM 資格制度全般の改善を進める。

(9) CPD 制度

CPD 制度を適正に運用するため、CPD 監査を実施するとともに、会員の CPD 取得支援を目的とした当協会 Web 講習システムによるセミナー録画配信のサポートを継続して実施する。

4. 広報活動の強化と社会貢献活動の推進

(1) 建設産業全体のイメージアップ

建設コンサルタントを含めた建設産業界全体のイメージアップを図り、建設コンサルタントの役割や活動が一般国民に理解・評価されるよう、本部と支部との連携や他団体との連携を一層深めるとともに、広報活動の方向性の検討や情報収集、情報共有、それらを踏まえた情報発信を積極的に行う。

(2) 魅力ある建設コンサルタントの広報

魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進のため、学生懸賞論文、建コンフォト大賞等の公募と表彰や支部における講演会、セミナー、出前講座などの活動を継続して行う。

(3) 協会活動の広報

協会活動、委員会活動の広報と他団体や海外の情報を含めた様々な情報提供のため、ホームページの充実を図るとともに、会誌、年次報告書や建設コンサルタント白書等を発行する。

また、各委員会の活動成果を必要に応じてとりまとめ公表する。

(4) 委員・講師の派遣

社会資本整備の必要性や建設コンサルタントの理解促進のため、発注機関等への委員派遣や全国の学校への講師派遣等を継続して行う。

また、支部を中心として、まちづくり等へのボランティア活動に積極的に参画する。

(5) 災害対応のための環境整備

被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立や災害申請作業の合理化・適切化など、受発注者協働による災害対応のための環境整備に向け積極的に活動するとともに、支部において締結される行政機関等との災害協定や広域災害時の支援活動等に関する課題について、その対応策などの協議を継続して検討する。また、災害時対応演習を今年度も継続して実施する。

なお、災害対応については「災害時行動計画」に基づき、災害対応支援活動を行う。

5. 倫理の保持

(1) 倫理の啓発

職業倫理・コンプライアンスに関する啓発のため、コンプライアンス講習会の実施、独禁法等の動向調査や行動計画実施状況調査等を実施する。

6. 社会資本整備のあり方の提言

(1) 建設コンサルタントの新たな役割

建設コンサルタントの新たな役割として、異業種連携や事業主体、地方公共サービスの技術支援、地域・広域コンサルタントの技術連携等を進める。また、建設コンサルタントの持続的企業経営、企業価値向上に資するテーマについて検討する。

(2) インフラストラクチャー研究所の活動

インフラストラクチャー研究所を中心として、社会資本整備の必要性と建設コンサルタントの役割について幅広く国民の理解を得るための広報活動（インフラ整備70年講演会、インフラ研通信等）や、我が国における建設生産・管理システムの向上に関する活動（建設コンサルタント業務の契約のあり方に関する講習等）、建設コンサルタント技術者及び業界に対する技術情報の提供ならびに資質向上のための活動（道路橋技術相談窓口）とともに、建設コンサルタントが携わる可能性のある新たな業務の発掘に向けた研究等を行い、その成果を建設コンサルタント業界に広報する。

(3) 関係団体との連携

（一社）日本建設業連合会、（一社）日本橋梁建設協会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国地質調査業協会連合会等と連携し、i-Construction（BIM/CIM 導入等）、DX 推進などに関する意見交換等を積極的に実施しつつ、新たなワークフローや協調領域の模索を通して連携強化を図る。また、関連団体の講演会・講習会への参加や情報交換など支部を含め積極的に行う。

7. 協会組織の充実と活動の強化

(1) 中期行動計画(2023～2026)

現在の中期行動計画（2023～2026）について関連委員会および支部の行動成果をとりまとめる。

(2) 新たな中期行動計画（2026～2029）の策定

令和7年5月策定の建設コンサルタントビジョン2025に基づく中期行動計画（2026～2029）を策定し、関連委員会および支部において推進する。

(3) 本部・支部意見交換会

協会活動の充実と本部・支部活動の一層の連携を図るため、本部・支部意見交換会を引き続き開催する。

(4) 協会事務運営の合理化

協会事務運営の合理化及び効率化に取り組むとともに、ホームページの充実並びに協会内ネットワークのセキュリティ強化等に向けた取り組みを推進する。

8. 支部活動の強化

各支部において、インフラ整備構想等を用いた広報活動等に積極的に取り組むとともに、その他、地域の状況に対応した各支部における様々な事業を積極的に展開する。

II. 試験・登録等特別会計（RCCM・CPD 関係等）

(1) RCCM 資格試験の継続実施

RCCM 資格試験を令和 8 年 9 月～10 月（予定）にかけて、CBT 試験（PC を利用した試験）により実施する。

(2) RCCM 登録更新に関する業務の実施

令和 9 年 2 月末日に登録有効期限を迎える登録者で、登録更新希望者を主な対象に、令和 8 年 9 月より RCCM 登録更新講習の Web 受講受付を開始する。

(3) CPD 登録の推進

CPD システムや CPD 解説書を適宜改善することにより、RCCM 資格保有者および CPD 会員の CPD 登録を引き続き推進するとともに、CPD 登録の利便性向上と CPD 制度の信頼性向上を図る。

また、自己研鑽活動を取り巻く環境の変化や CPD 制度に関するニーズを踏まえ、CPD システムの改修を行う。

(4) RCCM・CPD 登録等システムの更新

平成 26 年から稼働してきた現在のシステムは、令和 6 年度に運用 10 年を迎え、ハードウェア及びバージョンの更新、サーバーの交換及びセキュリティの強化への対応が求められており、加えて、RCCM 登録システムと CPD 登録システム間の連携を図るためのデータベースの統合等のシステムの再編を進めてきた。

令和 8 年度はシステム再編残作業の完了を進めていく。また、令和 9 年度より CPD 制度の改定が予定されており、これにより RCCM システムへの影響が発生するため、CPD 制度改定に対応した RCCM システムの改修を行う。